

事 務 連 絡
平成 30 年 11 月 8 日

都 道 府 県
各 保健所設置市 母子保健主管部（局）御中
特 別 区

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

産前産後期間に係る国民年金保険料の免除の周知について（協力依頼）

母子保健行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省年金局事業管理課長より、産前産後期間に係る国民年金保険料の免除（以下、「産前産後免除」という。）の周知について、別添のとおり事務連絡が発出され、日本年金機構から、管轄地域にある市区町村窓口に対して、リーフレットやポスターが配布されます。

つきましては、市区町村の担当部署においては、市区町村窓口にて産前産後免除制度のリーフレットの設置やポスターの掲示、また、母子健康手帳の交付の際にリーフレットを配布し、産前産後免除制度について周知を行っていただくようご協力をお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村（保健所設置市・特別区を除く）及び医療機関等関係機関への周知につきご配慮いただきますようお願いいたします。